

勝浦市会計年度任用職員募集案内



会計年度任用職員は、地方公務員法の改正に伴い創設された制度で、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されますと、一会計年度（4月1日から翌3月31日）の間で地方公務員として勤務していただきます。勝浦市では、会計年度任用職員登録者の中から条件の合う方を選考し、採用を行います。これまでの経験を活かし、あなたも市の仕事の一翼を担う会計年度任用職員として働いてみませんか。

1. 応募資格

勝浦市役所で会計年度任用職員として勤務を希望する方

※ただし、以下に該当する方は応募することができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 勝浦市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 応募方法・提出書類

提出書類を勝浦市役所総務課職員係へ郵送 もしくは 持参（土日・祝日・年末年始を除く）により提出してください。

- ・勝浦市会計年度任用職員登録申込書
- ・必要な資格を証明できるもの（資格証の写し等）
（保育士、看護師、保健師、介護認定調査員、社会福祉士、歯科衛生士、栄養士、介護支援専門員）

※ 登録申込書の有効期限は提出日から1年間とさせていただきます。

有効期限が過ぎた際に再度登録をご希望される場合は、登録申込書を改めて提出してください。

【書類提出先】

〒299-5292

勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所 総務課 職員係

3. 勤務条件等

募 集 職 種	「勝浦市会計年度任用職員募集職種一覧表」のとおり
勤 務 期 間	任用開始日（毎年4月1日以降）から翌年3月31日まで ※上記期間内での任用となります。
勤 務 条 件	基本：月曜日から金曜日で1日7時間（週35時間）の勤務 （休憩時間は正午から午後1時まで） ※勤務場所によって異なります。 ※希望により勤務日数及び時間の調整が可能な場合もあります。
休 日	原則：土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）
休 暇	年次有給休暇あり（日数は勤務形態による） 特別休暇：夏季休暇、産前産後休暇、介護休暇、 忌引き等（勤務形態による）
給 与	本市の定める給料表に基づく給与を支給
諸 手 当	通勤手当相当（費用弁償・限度額あり）、時間外勤務手当相当、 期末勤勉手当（週15時間30分以上、任用期間が6月以上の勤務の場合に支給）等それぞれの勤務状況等に応じて支給されます。
社 会 保 険 等	・条件を満たしている場合、社会保険・雇用保険に加入 ・労働災害保険対応あり
そ の 他	障害手帳等をお持ちの方もご応募をお待ちしております。 勤務条件についてもご相談に応じます。

4. 採用までの流れ

- (1) 登録申込書の提出
- (2) 書類選考
- (3) 面接試験（各担当課より試験日等を受験者に連絡）
- (4) 採用（面接試験の合格者）

5. その他

- (1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- (2) 提出書類は一切お返しいたしません。
- (3) この登録申込は、勝浦市会計年度任用職員登録台帳に登録のみを行うものです。書類選考のうえ、面接対象者を決定することがあるため、応募されても面接が実施されない場合もあります。この場合でも、登録自体は有効となりますので、職員の欠員等、臨時的に人員が必要となる場合には、改めて採用選考のお知らせをする場合があります。

問合せ先

勝浦市役所 総務課 職員係

TEL 0470-73-6643

FAX 0470-73-3937